

事務連絡
令和2年8月25日

(重要) 本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「9月1日以降における催物の開催制限等について」(事務連絡)の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

9月1日以降における催物の開催制限等について

8月1日以降の催物の開催については、「8月1日以降における催物の開催制限等について」(令和2年7月27日スポーツ庁政策課事務連絡)において、8月末までは現在の開催制限を維持されることについて御連絡したところですが、8月24日、現状の感染状況等に鑑み、9月1日以降のイベント開催については、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとすることとされました。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

また、上記の内容や催物の開催にあたっての留意事項等について、8月24日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「9月1日以降における催物の開催制限等について(事務連絡)」(下記参照)が発出されており、同事務連絡には、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合があるとも示されています。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

- ・ 9月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年8月24日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0824.pdf
- ・ 7月10日以降 における都道府県の対応について（令和2年7月8日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf
- ・ 今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について（令和2年8月7日付け 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf
- ・ 令和2年8月24日 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/corona7.pdf>

〔その他〕

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html
- ・ スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791, 2673） メール：sseisaku@mext.go.jp